

釧路市役所防災庁舎前広場 における全面使用について

釧路市役所防災庁舎前広場（以下「広場」といいます。）については、まちなかのにぎわいを創出し、防災庁舎の場所や機能を広く市民の皆さんに知っていただくため、公共団体又は公共的団体を対象として市民の皆さんのイベント等で使用することができます。

対 象	<p>公共団体または公共的団体が実施するイベント等で、次のいずれかの目的に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかのにぎわいを創出すること。 ・防災庁舎の場所や機能を広く市民の皆さんに知っていただくこと <p>上記以外の者で使用目的に該当する場合は、一件ごとの審査とします。</p>
貸 出 日 時	<p>(1) 貸 出 日：市役所開庁日（市役所の閉庁日は土日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日です。）</p> <p>(2) 貸出時間：午前9時から午後8時まで</p> <p>※ 広場を市の事業で使用する場合や広場でイベント等が開催される場合は、出店できないことがあります。</p>
広場の場所	
使用料等	<p>(1) 広場使用料 1日につき 14,305 円</p> <p>(2) 加算料（電気・水道を使用する場合）</p> <p>① 電気使用料 1日につき 529 円</p> <p>② 水道使用料 1日につき 478 円</p>
そ の 他	<p>(1) 使用料等は、指定する期日までに納付して下さい。</p> <p>(2) 貸出物品として、長机50本、パイプ椅子100脚を用意しています。使用状況により希望の数量を貸出できない場合があります。</p> <p>(3) その他注意事項等は裏面をご覧ください。</p>

(使用許可の時間)

防災庁舎前広場の使用の許可をすることができる時間は、午前9時から午後8時までの間とします。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。

(使用許可の手続等)

事前に使用申込をし、使用が決定した場合は、行政財産使用許可申請書を市役所総務課に提出してください。

防災庁舎前広場の使用を許可したときは、行政財産使用許可書を交付します。

使用料は、指定する期日までに納付してください。

(遵守事項)

防災庁舎前広場を使用する場合は、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 釧路市庁舎管理規則（平成17年釧路市規則第23号）第6条に掲げる行為をしないこと。
- (2) 暴風等の予報が出された場合は、出店の中止を含め、安全の確保に万全を期すこと。
- (3) 市役所本庁舎と防災庁舎との間の歩行動線を確保し、来庁市民等の通行に支障を与えないこと。
- (4) ごみの清掃や備品類の整理整頓など、美観の保持に努めること。
- (5) 楽器、マイク、スピーカー等を用いて音を発生させる行為を行う場合にあっては、周辺の生活環境を損なわない範囲で行うものとし、あらかじめ近隣住民の了解を得ること。
- (6) 釧路市火災予防条例（平成17年釧路市条例238号）第62条第1項第7号に該当する行為を行う場合にあっては、同項の規定による消防長への届出を行うこと。

(使用許可の取消し等)

防災庁舎前広場の使用の許可の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は停止することがあります。この場合において、使用者が損害を被ることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

上記に規定するもののほか、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、防災庁舎前広場の使用の許可を取り消し、又は停止することができるものとします。この場合において、使用者は、これによって生じた損害につき市長に対し、その補償を求めることができます。

(原状回復の義務)

防災庁舎前広場の使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復し、係員の点検を受けてください。使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とします。

(責任の所在)

市は、防災庁舎前広場内で起きた事故、けが等について、市の責任によるもののほか、一切の責任を負いません。

(損害の賠償)

故意又は過失により防災庁舎前広場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

(管理責任者の届出)

防災庁舎前広場の使用に当たっては、管理責任者を定め、市長に届け出てください。